

別紙 3 を次のとおり改め、令和 2 年 5 月 7 日から適用する。

1.(2) のうち、「ただし、平成 31 年 4 月 22 日から令和元年 5 月 10 日、令和元年 8 月 5 日から令和元年 8 月 16 日、令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 10 日及び令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 8 日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。」を「ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。」に改める。